

議第34号

文教・警察常任委員会資料
平成26年(2014年)3月11日
教育委員会事務局スポーツ健康課

滋賀県スポーツ施設整備基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図るため、滋賀県スポーツ施設整備基金条例(昭和63年滋賀県条例第6号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。(題名関係)
- (2) 基金の目的を第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図ることに改めることとします。(第1条関係)
- (3) 基金の設置の目的のために寄附された寄附金は、予算に計上して、基金として積み立てることとします。(第2条関係)
- (4) その他
 - ア この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県スポーツ施設整備基金条例新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>滋賀県スポーツ施設整備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>県立のスポーツ施設の整備を円滑に行うため、滋賀県スポーツ施設整備基金</u> (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) で定める額とする。</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 知事は、<u>県立のスポーツ施設の整備に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</u></p> <p>第7条 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例</u></p> <p>第1条 <u>第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図るため、滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金</u> (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) で定める額とする。</p> <p>2 <u>基金の設置の目的のために寄附された寄附金は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。</u></p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 知事は、<u>基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</u></p> <p>第7条 省略</p>